

(別記3)

精製糖工場等再編合理化事業

第1 事業の概要

本事業は、国内産の砂糖の持続的かつ安定的な供給体制を確立するため、精製糖工場、化工でん粉製造工場及び糖化製品製造工場（以下「精製糖工場等」という。）のより効率的な加工体制を構築し、製造コストの削減等による競争力強化を図るための取組を支援するものとする。

本事業においては、精製糖工場等の再編合理化を促進するため、次に掲げるメニューを実施できるものとする。この場合、事業実施主体においては、第6の2に定める精製糖工場等再編合理化計画（以下「再編合理化計画」という。）を作成しなければならない。

- 1 精製糖工場等の合理化
精製糖工場等の稼働率の向上等に向けた既存工場の廃棄・撤去
- 2 精製糖工場等の高度化
精製糖工場等の稼働率の向上等に向けた設備の高度化

第2 事業の実施基準等

- 1 事業実施主体が、自己資金若しくは他の助成により本事業を実施中であり、又は既に終了しているものについては、本事業の補助の対象外とする。
- 2 補助対象事業費は、本事業の実施地域の実情に即した適正な現地実行価格により算定するものとし、施設等の整備の規模については、それぞれの目的に合致するものでなければならないものとする。

また、事業費の積算等については、「補助事業の効率的な実施について」（昭和55年4月19日付け55構改A第503号農林水産省構造改善局長、農蚕園芸局長、畜産局長、食品流通局長通知）及び「過大積算等の不当事態の防止について」（昭和56年5月19日付け56経第897号農林水産省大臣官房長通知）によるものとする。

- 3 第1の2の補助の対象となる機械器具設備等は新品に限るものとし、既存機械器具設備等の代替として同種・同能力のものを再度導入すること（いわゆる更新と見込まれる場合）については、補助の対象外とする。
- 4 施設の附帯施設のみの整備は、交付の対象外とする。
- 5 施設の整備に伴う用地の買収若しくは賃貸に要する経費又は補償費については、本事業の補助の対象外とするものとする。

第3 採択要件

採択要件は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- 1 取組の内容が、第4の成果目標に沿っていること。
- 2 取組の内容が本事業の趣旨に合致したものであること。
- 3 整備を予定している施設等が、第4の成果目標の達成に直結するものであること。

第4 成果目標及び目標年度

- 1 実施要綱第4の政策統括官が別に定める成果目標は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 再編後の製造コストを3%以上削減
 - (2) 再編後の工場の稼働率が20%以上向上
- 2 本事業の目標年度は、事業実施年度から3年以内とする。

第5 補助対象施設の基準等

補助対象施設の基準等は、次のとおりとする。

1 精製糖工場等の合理化

(1) 補助対象となる精製糖工場等

補助対象となる精製糖工場等は、再編合理化計画において、廃棄の対象となっている精製糖工場等（以下「廃棄工場」という。）の原料の受入段階から製品の出荷段階までの製造施設・建物とする。

(2) 補助対象経費

ア 施設等の廃棄・撤去

補助対象は、2の(2)に掲げる設備等の廃棄・撤去に要する経費（他の精製糖工場等への譲渡に係る経費を除く。）とする。

なお、廃棄工場の設備等を売却して得た対価（当該売却に係る経費を控除した額をいい、再編合理化計画が作成されている場合にあっては、作成された日から本事業に係る補助金の交付決定を受けた日までに売却して得た額を含む。）については、これを補助対象経費から控除する。また、補助対象経費には、精製糖工場等の廃棄後の整地（舗装等を行っていない更地にする場合に限る。）に係る経費も含めることができるものとする。

イ 廃棄工場の施設等の残余財産相当額の補填

(ア) 補助対象は、2の(2)に掲げる精製糖工場等の施設等（取得年月が明らかであって、その取得価額が単価20万円以上のものに限る。）を廃棄する際に、当該施設等について、耐用年数に応じて旧定率法又は定率法により減価償却を行った場合の当該施設等の未償却分の残余財産相当額（以下「残余財産相当額」という。）とする。ただし、耐用年数を超えている施設等は補助対象としない。

(イ) 個人において使用され、又は法人において本事業の用に供された中古資産については、当該中古資産が、当該精製糖工場等において（ア）の耐用年数以上に設定されている施設等であって、かつ、（ア）の要件を満たすものに限り、補助対象とすることができる。

(ウ) 補助対象経費の算出に当たっては、次の点に留意するものとする。

a （ア）又は（イ）の施設等（以下「対象施設等」という。）を取得した営業年度（廃棄工場の営業年度又は事業年度等をいう。）における当該対象施設等の減価償却額は、当該対象施設等を取得した月にかかわらず、当該営業年度の期首にこれを取得したものとみなして算出するものとする。

b 廃棄工場において、対象施設等と当該対象施設等について資本的支出に係る部分とをそれぞれ個別の減価償却資産として財産管理台帳等に掲載し、そ

れぞれについて個別に減価償却を行っている場合にあっては、本体である当該対象施設等が耐用年数を超えているときは、当該資本的支出に係る部分の残余財産相当額については、補助対象としない。

- c 対象施設等について資本的支出がなされ、当該対象施設等が耐用年数の期間内である場合には、当該対象施設等とその資本的支出に係る部分とをそれぞれ個別の減価償却資産として区分し、それぞれについて（ア）、（イ）並びに（ウ）の a 及び b の規定に留意して補助対象経費を算出するものとする。
- （エ）対象施設等を売却して得た対価については、これを補助対象経費から控除する。再編合理化計画が作成されている場合にあっては、作成された日から本事業に係る補助金の交付決定を受けた日までに施設等を売却した場合であって、当該施設等に係る対価が（ウ）の a の規定に準じて算出した残余財産相当額を上回ったときは、その上回った額についても補助対象経費から控除するものとする。

2 精製糖工場等の高度化

（1）補助対象となる精製糖工場等

補助対象となる精製糖工場等は、再編合理化計画において、製造コストの削減等に向けた効率的な加工体制等を構築するために施設等の整備を行うこととしている精製糖工場等とする。

（2）補助対象経費

次に掲げる施設等の整備に要する経費とする。

ア 補助対象施設

原料入荷設備、洗糖・分蜜設備、洗浄・ろ過設備、濃縮・結晶設備、製品分蜜・乾燥設備、包装設備、製品出荷設備、副産物処理設備、その他精製糖等の製造に必要となる設備、制御室及び製造施設等を覆うために必要な建築物

イ その他

機械器具設備及び上屋等の設備に係る設計費及び諸経費

第6 事務手続

1 事業実施計画書の作成

- （1）実施要綱第5に基づく、精製糖工場等再編合理化作業における事業実施計画書の作成及び申請は、別記様式1号により行うものとする。
- （2）事業実施計画書の提出、承認等

ア 事業実施計画の作成主体は、（1）により作成した事業実施計画及び2で作成した再編合理化計画を農林水産省政策統括官（以下「政策統括官」という。）に提出するものとする。

イ 政策統括官は、別記様式3号により承認された事業実施計画の作成主体に対し、承認した旨を通知するものとし、承認されなかった事業実施計画の作成主体に対しては承認しなかった旨を通知するものとする。

ただし、農林水産省生産局長又は政策統括官が別に定める公募要領により選定された者が、当該公募要領により作成した事業実施計画に変更がない場合につい

ては、実施要綱第5の2の(4)の事業実施計画の承認を受けたものとみなす。

2 再編合理化計画の作成

(1) 再編合理化計画の趣旨

精製糖工場等の製造施設等の再編合理化により効率的な加工体制を構築し、製造コストの削減等による競争力の強化を図ることを旨とした計画とする。

(2) 再編合理化計画書作成主体

再編合理化計画書は、事業実施主体が作成するものとする。

(3) 再編合理化計画書の作成

再編合理化計画書は別記様式2号により作成するものとし、目標年度は計画作成年度から3年以内とする。

3 費用対効果分析

本事業における費用対効果については、別記3-1「精製糖工場等再編合理化事業に係る費用対効果分析の実施手法」により算出し、事業実施計画と併せて政策統括官に提出するものとする。

4 事業実施状況の報告

(1) 事業実施主体は、本対策の実施初年度から目標年度までの間、毎年度、別記様式4号により、本事業の実施状況を、政策統括官に報告するものとする。

(2) (1)の報告を受けた政策統括官は、その内容について検討し、事業実施計画書に定められた成果目標の達成が立ち遅れていると判断される場合等には、当該事業実施主体に対して改善の指導を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

5 事業実施結果の評価

実施要綱第7に基づく事業の評価については、次に掲げる方法で実施するものとする。

(1) 事業実施主体による事業評価

事業実施主体は、再編合理化計画の目標年度の翌年度において、再編合理化計画に定められた目標年度の成果目標の達成状況について、自ら評価を行い、別記様式5号により、その結果を目標年度の翌年度の7月末日までに、政策統括官に報告するものとする。

(2) 政策統括官による事業評価

ア (1)により報告を受けた政策統括官は、事業評価の報告内容について、当該事業評価が再編合理化計画に定めた方法で実施されているかに留意し、その報告内容を評価するものとする。なお、評価結果は、外部の有識者で構成される委員会に諮るものとし、当該委員会の意見を踏まえ、最終的な評価結果をとりまとめるものとする。

また、評価に当たっては、必要に応じて事業実施計画書等との整合等を確認するものとする。

イ 政策統括官は、アの評価の結果、再編合理化計画に定められた方法で事業評価が実施されていない場合には、事業実施主体に対し、再度評価を実施するよう指導するものとする。

ウ イにより政策統括官から指導を受けた事業実施主体は、指導に基づき事業評価

を実施し、速やかに政策統括官に報告するものとする。

(3) 評価結果に基づく指導等

政策統括官は、(2) による事業評価を実施した結果、事業実施計画に掲げた成果目標が達成されていない場合等、当初の事業実施計画に従って適正かつ効率的に運用が行われていないと判断される場合には、事業実施主体に対し、必要な改善措置を指導し、別記様式6号に定める改善計画を作成させるものとする。この場合において、事業実施主体は、更に1年間目標年度を延長し、再度(1)の事業評価の実施及び報告を行うものとする。

(4) その他

政策統括官は、原則として、事業評価を行った年度に、その結果を公表するものとする。

6 実施要綱第5の1の(2)の計画の重要な変更は、次に掲げるものとし、重要な変更に係る手続は第7の1の(2)に準じて行うものとする。

(1) 事業の中止又は廃止

(2) 事業実施主体の変更

(3) 施設及び設備の変更

(4) 事業費の3割を超える増減

第7 補助金の返還

国は、本事業において導入した施設が事業実施計画に従って適切かつ効率的に利用されていないと判断され、これに正当な理由がなく、かつ、改善の見込みがないと認められる場合にあっては、既に交付された補助金の一部又は全部の返還を求めることができるものとする。

(別記 3 - 1)

精製糖工場等再編合理化事業に係る費用対効果分析の実施手法

第 1 趣旨

精製糖工場等再編合理化事業に係る費用対効果分析の実施に当たっては、第 2 から第 4 ま
でに定める手法により行うものとする。

第 2 費用対効果の算定方法

- 1 費用対効果の算定は、原則として、次式により行うものとする。

投資効率＝妥当投資額÷総事業費

- 2 妥当投資額の算定は、次の (1) から (4) まてにより行うものとする。

- (1) 妥当投資額は、次式により算定するものとする。施設等の整備に伴う既存施設等の廃用
による損失額（以下「廃用損失額」という。）がある場合には、当該廃用損失額を控除する
ことにより妥当投資額を算出するものとする。

妥当投資額＝年総効果額÷還元率－廃用損失額

- (2) 妥当投資額の算定に用いる年総効果額は、第 3 に掲げる効果項目ごとの年効果額を合算
して算定するものとする。

- (3) 妥当投資額の算定に用いる還元率は、次式により算定するものとする。

還元率＝ $\{i \times (1 + i)^n\} \div \{(1 + i)^n - 1\}$ （別表 1 参照）

i ＝割引率＝0.04

n ＝総合耐用年数＝事業費合計額÷施設等別年事業費の合計額

ただし、施設等別年事業費＝施設等別事業費÷当該施設等耐用年数

この場合において、当該施設等耐用年数は、財務省令及び交付規則別表に定めるところに
よる。

- (4) 算定の基礎とする数値は、事業実施計画書（別記様式 1 号）の内容と整合性のとれたも
のでなければならない。

- 3 総事業費は、効果の発生に係る施設等の合理化・高度化のための廃棄及び整備の投下資金
の総額とする。

第 3 投資効率の算定に用いる年効果額等

投資効率の算出に用いる年効果額等の算定は、次により行うものとする。

- 1 精製糖等製造の合理化・高度化に係る効果

- (1) 効果の内容

精製糖等製造の合理化・高度化に係る効果は、次のア及びイに掲げる効果をいう。

ア 製造コスト削減効果

当該施設等の合理化・高度化を通じ、工場の稼働率等が向上し、製造コストが削減す
る効果

イ 設備維持管理コスト削減効果

老朽化した旧設備を合理化・高度化することにより、修繕費等の設備の維持管理コス
トが削減される効果

- (2) 算出方法

精製糖等製造の向上に係る効果の年効果額は、次のア、イ及び(3)により算定する年効
果額の合計額とする。

ア 製造コスト削減効果

現在の精製糖等の年間 1 トン当たり製造コストと高度化後の年間 1 トン当たり製造コ

ストの差とする。

イ 施設維持管理コスト削減効果

現状の施設の維持管理に係る年経費と整備後の施設の維持管理に係る年経費との差とする。

(3) その他の効果

(1)に掲げる効果以外の効果について、その発生が明らかであり、かつ、算定が可能な場合に、効果の内容、算出方法等につき事業承認者が適当と認めるときは、当該効果について年効果額を算定することができる（様式は任意とする）。

2 その他の効果

1に掲げる効果以外の効果について、その発生が明らかであり、かつ、算定が可能な場合に、効果の内容、算出方法等につき事業承認者が適当と認めるときは、当該効果について年効果額を算定することができる（様式は任意とする）。

第4 費用対効果（投資効率）算定の様式

費用対効果（投資効率）算定に当たっては、第2及び第3に定めるところに従い、別紙様式により行うものとする。

別表1

還元率一覧表

n	還元率	n	還元率
5	0.2246	33	0.0551
6	0.1908	34	0.0543
7	0.1666	35	0.0536
8	0.1485	36	0.0529
9	0.1345	37	0.0522
10	0.1233	38	0.0516
11	0.1142	39	0.0511
12	0.1066	40	0.0505
13	0.1001	41	0.0500
14	0.0947	42	0.0495
15	0.0899	43	0.0491
16	0.0858	44	0.0487
17	0.0822	45	0.0483
18	0.0790	46	0.0479
19	0.0761	47	0.0475
20	0.0736	48	0.0472
21	0.0713	49	0.0469
22	0.0692	50	0.0466
23	0.0673	51	0.0463
24	0.0656	52	0.0460
25	0.0640	53	0.0457
26	0.0626	54	0.0455
27	0.0612	55	0.0452
28	0.0600	60	0.0442
29	0.0589	80	0.0418
30	0.0578	90	0.0412
31	0.0569	100	0.0408
32	0.0559		